

「(仮称) 静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」の制定に向けて

(環境局環境共生課)

1. 基本認識

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、化石燃料由来の電力を、太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー由来の電力に転換していく必要がある。

しかし、太陽光発電施設の地上設置型については、森林伐採・土砂流出や濁水の発生・景観への影響・反射光による生活環境への影響、さらには廃棄も含めた適切な維持管理が実施されないおそれなどの問題が全国各地で顕在化している。静岡市でも同様の問題が一部で発生しており、今後大きな問題となることが懸念される。

また、森林伐採を伴う太陽光発電の導入は、森林によるCO₂吸収量がなくなってしまうので、設備導入に伴うCO₂削減量と差し引きすると、CO₂削減効果が低くなる。

このため、太陽光発電については、地域社会として、

「設備導入前に、地域住民の理解はもとより、適切に防災、環境保全、景観等への配慮が講じられ、地域との調和が図られた事業であること、及び将来にわたり適正に維持管理されるように誘導していくことが重要である。」

と認識している。

2. 静岡市の導入状況

【再エネ特措法による静岡市の太陽光発電設備の導入件数、導入容量】(2025年3月末時点)

	導入件数(件)	導入容量(kW)
	30,599	221,463
(うち10kW以上)	(3,280)	(99,054)
全国シェア	0.7%	0.3%
静岡県シェア	15.2%	8.4%

出典：資源エネルギー庁「再エネ特措法 情報公表ウェブサイト」

3. 静岡市太陽光発電設備適正導入ガイドライン

静岡市では、「市内において太陽光発電設備を設置しようとする者(以下、「事業者」という。)が地域住民の理解を得ながら、太陽光発電設備を適正に設置、管理すること」により、地域との調和が図られた太陽光発電事業が適切に実施されることを目的とした「静岡市太陽光発電設備適正導入ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を策定し、2020年4月から運用している。

このガイドラインでは、計画・立案段階から撤去・処分までの手続きや遵守すべき法令事項等を明示し、事業者に必要な取組を求めている。

4. 適正な太陽光発電の導入と維持管理を確保するための条例制定の必要性

ガイドラインでは、事業者による個別法令の遵守や庁内関係各課との情報共有は一定程度確保されているが、以下の課題がある。

- ・ 防災や環境面においてリスクが高い区域への設置抑制の実効性が不十分
- ・ 違反があった場合に強制力のある措置（命令、公表等）を講じることができない
- ・ 設置後の維持管理や設備の廃棄が適正に行われているか十分に確認できず、土砂流出や生活環境への影響など、地域や周辺環境への悪影響が生じるおそれの抑制の実効性が不十分

このため、高リスク区域への設置抑制や設置後の適正な維持管理に向けた事業者への指導が実効性をもって行うことができるよう、静岡市において新たに太陽光発電施設の適正な導入と維持管理を規定した条例を制定する必要がある。

なお、条例は、地上設置型の太陽光発電施設を想定しており、住宅や事業所等の建築物の屋根等に設置される太陽光発電施設は対象としない。